



# 徳島6ヶ月ゼロ災運動

【実施期間:令和4年7月1日～12月31日】

【主催】徳島地方労働基準協会

【共催】建災防徳島県支部徳島分会・川島分会

【後援】徳島労働基準監督署

## 【ゼロ災運動の目的】

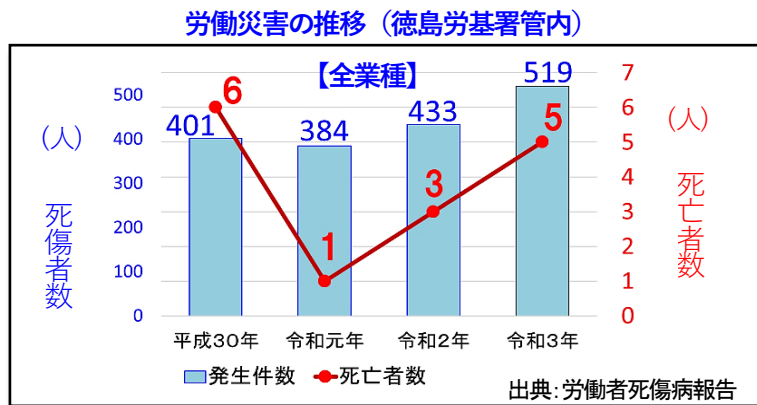
【資料掲載箇所】

徳島労働基準監督署管内の労働災害（休業4日以上）は、令和元年以降、**死者数、死傷者数、共に増加**を続けております。この傾向に歯止めをかけ、労働災害の減少を図るため、この度『徳島6ヶ月ゼロ災運動』を展開する運びとなりました。



この運動では、経営トップや現場管理者による『安全宣言』のもと、労使が協力して労働災害の防止に取り組み、運動期間中における**労働災害『ゼロ』**の職場を達成することを目的としております。本運動の趣旨をご理解いただき、この機会に是非ご参加ください。

## 【参加申込書】



『徳島6ヶ月ゼロ災運動』  
(令和4年7月1日～12月31日)  
【参加申込書】

事業場の名称 (工場名称)	
事業場の所在地 (登録事務所所在地 及び工期)	〒 _____ (工期:平成 年 月 日～平成 年 月 日)
労働者数	_____人 ※工事現場からの転出の場合に、記入欄を削ぐ(廃止)
担当者氏名	
電話番号	
業種	1. 製造業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 運輸交通業 5. 林業 6. 商業 7. その他の業種( )
経営トップの安全宣言 ※添削する欄に印 を付けてください	※「労働者(OS)」の枠内記入
現場責任者の安全宣言 ※添削してください	※「労働者(OS)」の枠内記入

令和4年7月1日から令和4年12月31日までの間に取り組みされる、**徳島6ヶ月ゼロ災運動**に参加します。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

事業者名  
代表者職氏名

## 【実施期間・申し込み方法等】

- 実施期間：令和4年7月1日～12月31日（6ヶ月間）。
- 参加資格：徳島市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町の各市町村内で労働者を雇用する全事業場。【参加費は不要】。
- 申し込み方法：令和4年6月1日～6月30日までの間に、【参加申込書（様式第1号）】を徳島地方労働基準協会長あてに郵送またはFAXにてお申し込みください。  
▶建災防の会員事業場は所属分会の事務局へお申し込みください。
- 結果報告：6ヶ月間の運動実施期間終了後、令和5年1月5日～1月13日までの間に、【結果報告書（様式第2号）】を徳島地方労働基準協会長あてにFAX又は郵送にて報告してください。『ゼロ災運動』の実施結果は必ず報告してください。  
▶建災防の会員事業場は所属分会の事務局へ報告してください。

## 【主催（申込先）】

〒770-0851

徳島地方労働基準協会 徳島市徳島町城内6番72（ハヤシビルⅡ1F）

TEL：088-625-4456 FAX：088-625-4476

## 【共催】

建設業労働災害防止協会徳島県支部

・徳島分会 TEL：088-625-1620 ・川島分会 TEL：0883-25-3151

## 【後援】

徳島労働基準監督署〔安全衛生課 TEL：088-638-2683（代）〕

## 【6ヶ月ゼロ災運動達成証の交付】

【実施結果報告】に基づき、運動期間中に『ゼロ災（死亡災害、休業1日以上災害、障害を伴う災害が無いこと）』を達成された事業場には『徳島6ヶ月ゼロ災運動達成証』を交付します。  
対象事業場には、後日、達成証の授与式についてご案内いたします。

## 【実施事項】

本運動の参加者は、次のような項目を積極的に展開し、運動期間中の『ゼロ災』達成を目指します。

- ①経営トップ、現場責任者が安全の決意表明『安全宣言』を行い、自らも率先して安全パトロールを実施する。
  - ②安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実効ある管理体制を確立する。
  - ③危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動等、日常的な安全衛生活動への取り組みを行う。
  - ④高年齢労働者に配慮した労働災害（転倒災害、腰痛等）の防止対策を図る。
  - ⑤『安全の見える化』の普及促進を図り、職場に潜む危険個所を目に見える形で分かりやすく表し効果的な災害防止活動を展開する。
  - ⑥危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき必要な措置（リスク低減対策）を実施する。
  - ⑦業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施する。
  - ⑧職場安全集会の開催やポスター（安全宣言）の掲示等、安全衛生意識の気運を高めるためのあらゆる運動を展開する等。
- ▶その他「厚労省（職場のあんぜんサイト）」、「中災防」等のHP資料も参照。

## 【安全宣言の方法】

単に『安全帯（墜落制止用器具）の着用徹底』のような“呼びかけ”に留まらず、例文のような取り組みを具体的に記入した『安全宣言』\*を作成し、各作業場・朝礼場所・休憩所等の目につきやすい場所に掲示してください。工事の進捗状況や作業工程の変更など、必要に応じて『安全宣言』の内容も更新してください。宣言した者の氏名・押印（又は自筆の署名）を入れると効果的です。\*…『安全宣言』の書式は任意です（社内様式の使用も可）。

### 《経営トップの安全宣言（例）》

- ・労働安全衛生法令を順守し、社員一丸となり『ゼロ災害』の職場づくりを目指します。
- ・毎日の職場巡視により、安全作業を呼びかけます。また、気づいた不安全行動は見逃さず、止める声掛けもためらいません等。

【参考様式】

### 《現場責任者の安全宣言（例）》

- ・〇〇機械の掃除、点検、刃物の取替時には必ず機械を停止させ、切れ、巻込まれによる災害を防ぎます。
- ・こまめな水分・塩分の補給、休憩時間や順化期間の確保、WBGT値（暑さ指数）に応じた対策を講じて、熱中症を防ぎます。
- ・濡れた床面（通路）の清掃、段差の解消、滑り止め対策や注意喚起『見える化』を実施し、転倒災害を防ぎます。歩きスマホもさせません。
- ・高所作業では、墜落制止用器具（安全帯）の使用を順守させ、墜落防止を図ります。
- ・交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- ・危険範囲内へ立ち入らせないため、安全な作業通路を確保し通行を厳守させます等。

宣言日 令和 年 月 日	
<b>安全宣言</b> 徳島6ヶ月ゼロ災運動 【期間：令和4年7月1日～12月31日】	
※経営トップの安全宣言	
※現場責任者の安全宣言	
<small>以上、本取り組みを機に、労務が一丸となり、労働災害の無い、安全な職場づくりに取り組むことを宣言する。</small>	